

林眼科病院 医療安全管理指針

作成日：平成 19 年 9 月 20 日

1. 安全管理指針の目的

この指針は、医療事故の予防・再発防止対策及び発生時の適切な対応など
林眼科病院における医療安全体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの
提供を図ることを目的とする。

2. 安全管理に関する基本的な考え方

(1) 医療安全に関する基本姿勢

当院の医療安全活動においては、「人間はエラーを犯すもの」という観点に立ち、医療事故を起こした個人の責任を追及するのではなく、医療事故を発生させた安全管理システムの不備や不十分な点に注目し、その根本原因を究明し、これを改善していくことを主眼とする。また、「常に、医療事故を絶対に防ぐのだ」という強い信念のもと、患者に信頼される医療サービスの提供と医療の質の向上を求めていくことを当院の医療安全の基本姿勢とする。

こうした基本姿勢をベースにした医療安全活動の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

3. 安全管理体制の整備

当院における医療事故防止及び事故発生時の緊急対応について、院内全体が有機的に機能し、一元的で効率的な安全管理体制を構築することで、安全かつ適切な医療サービスの提供を図る。

(1) 医療安全管理責任者の設置

当院の医療安全管理体制の責任者として、医療安全管理責任者を設置し、管理責任者は病院長の指名する副院長とする。ただし、指名副院長が不在の場合は、病院長がその職務を代行する。

(2) 医療安全管理対策委員会（リスクマネジメント委員会）の設置

医療安全に関する院内全体の問題点を把握し改善策を講じるなど医療安全管理活動の中核的な役割を担うために、院内の組織横断的な医療安全管理対策委員会（リスクマネジメント委員会）（以下「管理委員会」という。）を設置する。

(3) 管理委員会の委員（長）

管理委員会は各部署1名以上のメンバー及び管理委員会が必要と認める者で構成する
委員長は、病院長が指名するが、病院長が兼務することができる。

(4) 管理委員会の所掌業務

- ① 医療安全管理委員会の開催及び運営に関すること。
- ② 院内の医療安全活動（インシデントレポートの収集と医療安全マニュアル作成修正、医療安全研修等の周知徹底）に関すること。
- ③ 医療事故等発生時の対応に関すること。
- ④ 院内感染の防止に関すること。
- ⑤ 医薬品の安全管理に関すること。
- ⑥ 医療機器の安全管理に関すること。
- ⑦ その他医療安全の確保に関する事項。

(5) 管理委員会の開催

管理委員会は、原則、毎月1回開催する。委員会の協議結果により臨時の委員会を開催する。なお、その開催は委員長が決定する。

(6) 医療の安全を確保するための措置

- ① 院内感染委員会からの院内感染防止活動状況の報告を受け、情報の共有化を図るとともに、病院として取り組むべき事項について提案があった場合は協議し決定する。
- ② 医薬品安全管理責任者と連携を図り、医薬品の安全管理の体制の確保および医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成または変更について協議する。
- ③ 医療機器完全管理責任者と連携を図り、医療機器に係る安全管理のための体制を確保する。

4. 医療事故等発生時の具体的な対応

医療事故等発生時の具体的な対応は、別に定める「医療事故発生時の対応」による。

(1) 医療事故等対応委員会の設置

当院で発生した医療事故等の対応を図るため、医療事故等対応委員会を設置する。

(2) 対応委員会の構成

管理委員会メンバーと同じ。各部署1名以上のメンバーとする。

(3) 対応委員会の所掌業務

- ① 事実経過の確認と整理に関すること。
- ② 病院としての統一見解（事故原因および過失の有無等）の決定に関すること。
- ③ 患者、家族等への対応に関すること。
- ④ 補償賠償および医療費等の取扱いに関すること。
- ⑤ 自治体病院共済会への報告に関すること。
- ⑥ 開設者および議会への報告に関すること。
- ⑦ 医療安全管理対策委員会の招集の要否。
- ⑧ その他医療事故等の対応に関すること。

5. その他

(1) 本指針の周知

本指針の内容については、各部署備え付けの「医療安全管理マニュアル」にて、全職員が閲覧できる。

(2) 本指針の見直し、改正

- ① 管理委員会は、本指針の見直しを必要と認めた場合は議事として取り上げ検討するものとする。
- ② 本指針の改正は、管理委員会の決定による。

(3) 本指針の閲覧

本指針の内容を含め、職員は患者との情報の共有に努めるとともに、患者およびその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとするとともに、ホームページ等で公開する。

(4) 患者さんの相談への対応

病状や治療方針などに関する患者からの相談に対しては、必要に応じ管理責任者および病院長へ内容を報告する。また、報告された内容により管理責任者は委員会開催の必要性を判断する。